

仕様書

1 契約件名

令和6年8月導入小中学校端末等賃貸借

2 概要

本件は大川市立小中学校および教育委員会で使用する端末等を賃貸借により入替るものとする。併せて、各校で入替た端末等の処分を行なうものとする。

3 契約形態

本市を借借人、落札者を賃貸人とした二者間での賃貸借契約とする。

ただし、第三者賃貸方式（本市を借借人、落札者を受注者（納入業者）、第三者を賃貸人とした三者間で契約を締結し、物件を受注者の責任において第三者をして本市に賃貸する方式をいう。）による契約も可能とする。

なお、賃借料には、ハードウェア、ソフトウェア、ライセンス調達、設置・設定及び保守等本調達に係る一切の付帯経費を含めるものとする。

4 賃貸借期間

令和6年8月1日から令和11年7月31日まで（60ヵ月）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

5 納入期限

令和6年7月31日

6 履行場所

（1）納入場所

大川市立小中学校および教育委員会
（別紙 端末納品表のとおり。）

（2）設置場所

（1）のとおり

7 賃貸借物件

8 調達の内容のとおり

8 調達の内容

(1) 注意事項

ア 機器は未使用のもので、契約締結日現在において、製品カタログ等に掲載されており、かつ、製造を行っているものであること。

イ 機器及び指定するソフトウェア等が賃貸借期間中全て問題なく動作すること。

ウ ソフトウェアは本市に使用権があり、適法に使用できること。

エ OS 及びオフィスソフトは、雛形イメージによるセットアップが可能なライセンス形態であること。

オ 機器、ソフトウェア等の利用のために、ライセンス費用が必要な場合、賃貸借期間中に必要なライセンス費用やライセンスにかかる保守費用についても本契約に含めるものとする。

(2) 数量

ア 校務系ノートパソコン	68台
イ Office LTSC Standard 2021 (校務系)	68ライセンス
ウ SKYSEA ClientView クライアントライセンス(校務系)	68ライセンス
エ 一太郎 Pro 5	3ライセンス
オ 端末のデータ消去および廃棄	68台

(3) 機器等仕様

ア ノートパソコン

項目	仕様
メーカー	国内メーカー、HP、Dell のいずれかであること。 ショップブランド、組み立て式パソコンは認めない。 賃貸借期間中の部品の確保ができる機種であること。
形状	ノート型
OS	Windows 11 Pro 64bit
CPU	第 13 世代以降の Intel Core i3 シリーズプロセッサ以上
メインメモリ	8GB 以上有していること。 保守や修理時の部品の入手性等の観点からメーカー純正品を装備すること。
内蔵記憶装置	120GB 以上を SSD で有していること。D ドライブを 20GB とし、残りを C ドライブに割り当てること
光学ドライブ	DVD-ROM ドライブを内蔵していること。 (セキュリティ面の観点から書き込みはできないものとする)
ディスプレイ	カラーで 15.6 インチワイドであること。

	解像度は、1366×768 ドット (HD) 以上であること。
通信	1000BASE-T / 100BASE-TX / 10BASE-T 準拠、Wake on LAN
インターフェース	Type-A の USB3.0 対応で 4 ポート以上有すること。 RGB×1、HDMI×1 を有すること。 有線 LAN(RJ-45)を有すること。 マイク入力/ヘッドホン出力端子を有すること。
サウンド機能	ステレオスピーカーを内蔵していること。
キーボード	JIS 標準配列に準拠していること。 テンキーを有すること。
マウス	外部 USB 接続光学式ホイール付きマウス サードパーティー製でも可。
バッテリー駆動時間	10 時間以上であること。
消費電力	通常時 30W 以下(最大時 90W)以下であること。
質量	2.4kg 以下。
保守	メーカーの保守パックとし、下記の条件以上であること。 ・翌営業日以降訪問修理 5 年間 ・受付時間平日 9 時～17 時(12 月 29 日から 1 月 3 日を除く)
その他	Chromium 版 Edge がインストールされていること。

イ Office LTSC Standard 2021 SWinCSP 教育機関 (校務系) 6 8 ライセンス

ウ SKYSEA ClientView クライアントライセンス 6 8 ライセンス

エ 一太郎 Pro 5 JL-Education (Internet 系) 3 ライセンス
※インストールメディア(DVD)(PDF マニュアル付き)を 1 セット付けること。

オ 端末のデータ消去および廃棄

本市が指示する端末のデータ消去及び廃棄を行うこと。消去作業については受託者にて撤去作業も認めるが、データ消去後は「データ消去証明書」またはそれに準ずる書類を提出すること。なお、データ消去作業については専門業者への第三委託による実施も認めることとする。(第三者委託を行う際は、事前に本市へ申請すること。)

なお、回収、消去および廃棄作業は令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までに行うこと。

9 設置・設定について

(ア)機器調達に関しては本市が指定する場所に搬入し、各機器の設置及び試験等を実施す

ること。なお、機器の搬入に際して、物品の梱包に使われたダンボール箱、発泡スチロール等の梱包材は、借借人と納品者で協業した期間内に回収すること。

- (イ) 既存環境に影響を生じる可能性のある作業については、必ず作業実施前に本時と実施時期、時間帯について協議して承認を得ること。
- (ウ) 機器の納入、設置の際にはコンピュータウイルスの混入・環境情報と漏えい等、セキュリティ対策には十分注意すること。
- (エ) 受注者側でマスターデータを作成し、全ての端末に展開して設定作業を行うこと。また、展開方法を明記したマニュアルを作成し、電子データで本市へ納品すること。マスターデータに取り組む設定内容としては別途市と協議して作成を行うこと。(展開後の設定内容については別紙 初期設定概要を参照すること。)
- (オ) マスターデータ作成の際は D ドライブを作成し、インストーラ等を格納し作業を行うこと。必要なデータは本市から受注者側へ提供する。また、作業完了後は、D ドライブ内のデータは全て削除すること。
- (カ) 展開が完了したノートパソコンに本市が指定する端末番号を表示するシールの作成および貼付すること。シールの貼付場所は、ディスプレイの表面と裏面に貼り付けること。
- (キ) 設定が完了したノートパソコンを本市環境にて動作確認を行うこと。
- (ク) 設定が完了したノートパソコンを、本市が指定する場所に設置すること。
- (ケ) 納入日は、上記クまでが完了したことを指すことに留意すること。
- (コ) 端末データ移行については各学校の職員にて実施すること。
- (サ) 設定が完了したノートパソコンを、本市環境にて動作確認を行うこと。
- (シ) 設定が完了したノートパソコンを、本市が指定する場所に設置すること。
- (ス) 納入日は、上記シまでが完了したことを指すことに留意すること。

10 納品物

- (1) ノートパソコンのリカバリデータディスク及びドライバディスク各1 枚
- (2) 再イメージングに使用した雛型イメージを納めた媒体 各1 台
- (3) 雛型イメージからの復旧手順書1 式

11 賃貸借期間終了後における物件の取扱い

- (1) 賃貸借期間終了後は2ヶ月以内に、設置した全ての機器の取り外し撤去を行い、回収すること。

また、機器を再リースした場合も同様とする。

- (2) 撤去作業を行う際は、機器のデータ消去を行うこと。また、データ消去後は「デー

タ消去証明書」又はそれに準ずる書類を提出すること。

(3) 賃貸借期間終了後のソフトウェアのライセンスは、本市に帰属すること。

12 その他

(1) 本市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(2) 納入等には諸法令を遵守し、諸手続は落札者が責任をもって代行すること。

(3) 運用開始日までの作業スケジュールを契約後、速やかに本市に提示すること。